# 令和 2 (2020) 年度 事業計画書

特定非営利活動法人やお市民活動ネットワーク

#### I 事業の実施方針

当法人は、公益を産み出す人・主体を創り提供することで、豊かな市民社会の実現に寄与することをミッション(使命)に活動を展開する。社会問題・地域課題を見つけ、かつ、それらを改善・解決する当事者を創ることである。

それらを担う人材づくりや若者層とのつながりづくりやコーディネートを行う。

元号が令和に改元されて1年が経ち、ウイルスなど感染拡大防止を意識した生活がこれから 定着する中、豊かな市民社会の実現に各活動主体の活動のあり方も見直す時期になった。

当法人もこれまでの活動を振返りながら、これまでとは異なる活動のあり方や当法人の地域社会での役割を模索する時となった。

それがため、上記の変化・動きや課題解決を意識して、次の事業方針を掲げて実施する。

#### 事業方針

## つどい業務(活動主体の支援・コーディネート中心)

→ 八尾のまち全体・みんなの幸せを考えて、共助を行う方々で地域自治を実現する。

## つどい業務以外の当法人の業務 (個人及び活動主体の支援・コーディネート中心)

- → 必要とする方、ひとりひとりの幸せを考えて、共助社会の実現に寄与する。
  - ①「役割のシフト化」

コーディネータとして、活動の実施に加えて、提案・提言実施の 役割をさらに担っていく。

②「新しい価値の創造」

必要とする方に提供するフォローの場づくり・居場所づくりに価値 を見出す。

③「広報・普及先及びフォローの拡充」

「光専寺」の場づくり及び居場所づくりの充実により、必要とする方を 探し出し、広報・普及及びフォローの拡充を図る。

④「お役に立つお手伝い」

必要とする方にお役に立ち、生活や活動の充実に寄与するお手伝いを行う。

#### Ⅱ 事業の実施に関する事項

- 1 特定非営利活動に係る事業
- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

(2) 市民活動に関する調査及び研究

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

(3) 市民活動に関する講座・講演

毎年度、「つどい委託事業」の業務内で行う。今年度も「つどい委託事業」の業務内で行う。

- (4) 市民活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- 八尾市市民活動支援事業業務及び機器使用料徴収事務委託【つどい委託事業】

【内 容】 八尾市内の市民活動の活性化及び活動を支援していく総合的な機能を果たし、市 民活動の基盤整備及び強化を図りネットワークの拠点として業務委託運営を行う。 委託契約5年目も引き続き、さらなる改善・業務向上を図る。

【実施日時】 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日~令和 3 (2021) 年 3 月 31 日

【実施場所】 八尾市市民活動支援ネットワークセンター「つどい」

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】活動予算書の通り。

#### ○ 当法人のあり方を検討

【内 容】 つどいプロポーザルへ向けて、また昨今のウイルス感染拡大にともなう活動自粛 と終息後の、当法人のあり方(存在意義)を検討したい。 また、必要な方の居場所提供先の認知と普及、活動による提案・提言とその意義 の情報提供・情報発信を行うなど、中間支援の今後の役割について検討する。

【実施日時】 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日~令和 3 (2021) 年 3 月 31 日

【実施場所】 八尾市内

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

## (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

○ 新年ネットワーク交流会の開催 (新型コロナウイルス感染拡大が終息した場合に実施)

【内 容】 会員同士の交流を含めて、日ごろから当法人の活動に協力いただく方々や多様な 活動主体がつどう場として、ゆるやかな"顔見知りネットワーク"を引き続き形成していく。

【実施日時】 令和 3(2021)年 1 月 11 日(月・祝)

【実施場所】 八尾商工会議所3階

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

#### ○ 太陽の広場運営委員会への参画

【内容】 「太陽の広場ふれあいまつり」の開催中止が決まり、行事開催への参画予定はない。「太陽の広場」自身の活用方法の検討などで参画をしていく。

【実施日時】 随時

【実施場所】 太陽の広場 (八尾市緑ヶ丘五丁目)

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】 活動予算書の通り。

#### ○ 新型コロナウイルス感染拡大防止における活動自粛時の支援・コーディネート

【内 容】 水曜日・木曜日を中心に開催して来た本町7丁目の「光専寺」の居場所提供スペースが、活動自粛のため、有志による喫茶・食事が5月まで停止。八尾市では終息しない限り、9月30日まで市主催行事・式典等の開催を延長する発表があった。そのため「つどい」も9月30日まで臨時休館により、部屋利用・設備利用として貸出が出来ない。

これらから、活動自粛中に各種市民活動団体等が必要とする最小限の運営について、支援が必要であることから、具体的な支援やコーディネートを実施していく。 主には打合せ・印刷・居場所を求める方の支援を検討する。

同時に、貸出にあたり会場代の捻出を行うにあたり、賛助いただくように、利用 団体に促すことを行う。多様な活動主体に、印刷機・大判プリンタ・カラープリ ンタの印刷機器や場所提供など必要な方の居場所として認知と普及を行う。活動 や場の提供により、目に見える形で活動提案にもつなげたい。

【実施日時】 令和 2 (2020) 年 4 月 1 日~令和 3 (2021) 年 3 月 31 日

【実施場所】 光専寺 1階ガレージ及び2階和室(八尾市本町7丁目9番2号)

【事業対象】 市民・市民活動団体・地域活動団体・社会貢献活動を行う事業者・学校園・行政等

【収益及び費用】活動予算書の通り。

#### ○ 行政への参画づくり(審議会・市民会議)及び情報共有

【内 容】市民が委員として行政へ参画する仕組みや制度として、審議会や市民会議がある。 現在は、八尾市の施策に携わる市民の参画が多く、反対に八尾市に携わっていな い市民が審議会委員などに応募し参画することは非常に少ない。そのため、次の 目的を促進させる。

- 行政と接点が少ない市民が審議会等で声を提供することで、市民と行政との 協働を促進。
- ・ 市民の意見が反映する行政の仕組みを理解し、新しい視点・感覚・価値観を 持った市民の意見が八尾市政に反映することを促進。
- ・ 上記を促進させることで、当法人が八尾市政を活性化できる市民委員を提供する。八尾市の施策を推進し市政に反映できるつなぎ役として、当法人の価値を認知・普及を促進する。

【実施日時】 随時

【実施場所】 八尾市内

【事業対象】 各審議会・市民会議で求められる個人または多様な活動主体

【収益及び費用】活動予算書の通り。

#### Ⅲ 事業実施体制に関する事項

## 1 正会員・賛助会員数の増加と上記体制の体系化

- ・ 正会員が15会員(賛助会員は59会員)であり、1年前より微増した。「行政への参画 づくり(審議会・市民会議)及び情報共有」を行いながら、正会員数20名を目標に取り 組む。
- ・ 賛助会員については「新型コロナウイルス感染拡大防止における活動自粛時の支援・コーディネート」で光専寺をご利用する団体に、賛助会費で会場代の工面を行うため賛助会員として協力をお願いするように賛助会費 45 口を目標に取り組む。
- ・ 正会員として入会見込みのある方を当法人に携わる協力者を中心にリスト化を図る。

#### 2 事務局体制の強化

- ・ 現在、理事1名(新福)が事務局と兼務で所属。会計執行の確認は鞠川理事にお願いしている。引き続き、事業の実施体制の強化が求められ、特に正会員・賛助会員の増加が出来るように事務局体制や事務局サポーターの体制強化を目指す。
- ・ さらなる各種事業の業務ならびに事務局業務(会費納入・会員管理・会計業務・労務管 理他)を円滑に行うように図る。

#### 3 定款変更

・ 平成 24 年度の NPO 法の改正後の定款変更が出来ていない。また平成 29 年 4 月より一部 NPO 法が改正された。昨年度の通常総会で議案に出したが、引き続き定款変更を行う。

## Ⅳ 通常総会及び臨時総会(社員総会)の開催

- ・6月に開催を行う。また NPO 法改正による定款変更を行う際は、臨時総会を開催する。
- ・新役員候補者が探し出せた際は、臨時総会を開催し承認を得る。

#### V 理事会その他の役員会の開催

・ 四半期1回の開催を目指す。主に正会員の増加と新役員候補者を探し出すために実施する。